

令和2年度文部科学省政策評価実施計画

令和2年4月1日文部科学大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「文部科学省政策評価基本計画」（平成30年4月1日文部科学大臣改定）（以下「基本計画」という。）に基づき、令和2年度文部科学省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

第1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第2 政策評価の対象

政策評価の実施に当たっては、基本計画の別紙1（参考1参照）に定める「文部科学省の使命と政策目標」に沿って、以下の1及び2のとおり評価対象を設定する。

1. 事後評価

(1) 文部科学省の政策全般に関する評価

政策目標の実現に向けて令和元年度に取り組んだ施策のうち、基本計画の別紙2（参考2参照）に示す施策を対象とする。

なお、事後評価を行わない施策については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（モニタリング）を行う。

(2) 規制に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）（以下「施行令」という。）第3条第6号に掲げる政策を対象とする（見直し周期が令和2年度に到来したもの）。

(3) 租税特別措置等に関する評価

文部科学省の所掌に係る政策のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象とする（事後評価実施年度から5年以内）。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、当該年度に事後評価を実施したものとみなす。

2. 事前評価

(1) 研究開発に関する評価

令和3年度予算において新規又は拡充を予定している事業のうち、施行令第3条第1号及び第2号に掲げるものを対象とする。この場合、研究開発に関する評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。

(2) 規制に関する評価

令和2年度中に新設又は改廃される法律又は政令のうち、施行令第3条第6号に掲げるものを対象とする。

(3) 租税特別措置等に関する評価

令和3年度に新設等を予定している租税特別措置等のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げるものを対象とする。

第3 評価の実施方法

1. 事後評価の実施方法

(1) 文部科学省の政策全般に関する評価の実施方法（実績評価方式）

①事前分析表の作成

政策所管部局は、目標や達成手段に関する事前の想定をあらかじめ整理・公表するため、全ての施策について「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）2に基づき、施策目標、達成目標、指標及び達成手段等について明確にした事前分析表を作成し、公表する。

②事後評価書の作成

政策所管部局は、実績評価方式により、指標や主な政策手段等の状況を踏まえつつ、施策ごとに、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けての進捗状況を必要性、効率性、有効性等の観点から把握して事後評価を行い、今後の課題を明確にしつつ、令和2年度以降の政策への反映方針を明らかにする。その際、内閣の重要政策との関連にも留意する。

評価書の作成においては、同ガイドラインを踏まえるものとする。

(2) 規制に関する評価の実施方法

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、影響、費用と効果（便益）の関係、代替案との比較等について、行政行為ごとに事後評価を実施する。

(3) 税特措等に関する評価の実施方法

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、有効性、相当性等について、事後評価を実施する。

2. 事前評価の実施方法

(1) 研究開発に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成29年4月1日文部科学大臣決定)等を踏まえて事前評価を行う。その際、科学技術・学術審議会等において有識者の知見を聴取することを基本とする。

(2) 規制に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、影響、費用と効果(便益)の関係、代替案との比較等について、行政行為ごとに事前評価を実施する。

(3) 税特措等に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、有効性、相当性等について事前評価を行う。

3. 評価結果の公表

政策所管部局は、国民への説明責任の徹底を図る観点から評価書の要旨を作成し、各評価書と一緒に公表する。

第4 政策評価結果の政策への反映状況の公表

政策所管部局は、政策評価法第11条の規定に基づき、令和2年度に行った事前評価及び事後評価結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、公表する。

第5 政策評価の質の向上に向けた、職員の能力の向上

政策評価を実施する職員の政策評価に関する理解を向上させるため、大臣官房政策課政策推進室が中心となって、政策評価に関する各種情報を広く提供する。また、政策のPDCAサイクルが効果的なものとなるよう、職員の能力向上のために必要な研修等を行う。

第6 実施計画の見直し

実施計画については、政策評価の実施状況等を踏まえ、必要が生じた場合には計画期間内においても所要の見直しを行う。

第7 その他

実施計画に定めるもののほか、令和2年度に行う政策評価に関し、必要な事項は別に定める。

文部科学省の使命と政策目標

| | |
|---|--|
| 文部科学省の使命 <p>教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p> | |
| 政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 <p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標1－1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進 施策目標1－2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化 施策目標1－3 魅力ある教育人材の養成・確保 施策目標1－4 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標1－5 家庭・地域の教育力の向上 施策目標1－6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進 | 政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 <p>科学技術イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促すとともに、イノベーションの源である多様で卓越した知を生み出す基盤を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標8－1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化 施策目標8－2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進 施策目標8－3 研究開発活動を支える研究基盤の戦略的強化 |
| 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり <p>子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標2－1 確かな学力の育成 施策目標2－2 豊かな心の育成 施策目標2－3 健やかな体の育成 施策目標2－4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 施策目標2－5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 施策目標2－6 教育機会の確保のための支援づくり 施策目標2－7 幼児教育の振興 施策目標2－8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進 | 政策目標9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応 <p>「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための取組を強化するとともに、国内外で顕在化している重要な政策課題に対応する研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標9－1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化 施策目標9－2 環境・エネルギーに関する課題への対応 施策目標9－3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応 施策目標9－4 安全・安心の確保に関する課題への対応 施策目標9－5 国家戦略上重要な基幹技術の推進 |
| 政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上 <p>全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標3－1 義務教育に必要な教職員の確保 | 政策目標10 原子力事故による被害者の救済 <p>原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標10－1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保 施策目標10－2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施 |
| 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 <p>「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標4－2 大学などにおける教育研究基盤の整備 | 政策目標11 スポーツの振興 <p>世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標11－1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 施策目標11－2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 施策目標11－3 國際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 施策目標11－4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 |
| 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 <p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標5－1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 | 政策目標12 文化芸術の振興 <p>優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標12－1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標12－2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 施策目標12－3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現 施策目標12－4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成 |
| 政策目標6 私学の振興 <p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標6－1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 | 政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標13－1 国際交流の推進 施策目標13－2 国際協力の推進 |
| 政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革 <p>オープンイノベーションを推進する仕組みを強化するとともに、社会との多様なステークホルダーとの共創を通じて、イノベーション創出を促すシステム構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策目標7－1 産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築 施策目標7－2 科学技術の国際活動の戦略的推進 施策目標7－3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化 | |

文部科学省政策評価(事後評価)実施年度

| 施策番号 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 | | | | | |
| 1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案の推進 | | ● | | | |
| 2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化 | | | | ● | |
| 3 魅力ある教育人材の養成・確保 | | | | ● | |
| 4 生涯を通じた学習機会の拡大 | | | | ● | |
| 5 家庭・地域の教育力の向上 | | | | ● | |
| 6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進 | | | | ● | |
| 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり | | | | | |
| 1 確かな学力の育成 | | | | ● | |
| 2 豊かな心の育成 | ● | | | | |
| 3 健やかな体の育成 | | | | ● | |
| 4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり | | | | ● | |
| 5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 | | ● | | | |
| 6 教育機会の確保のための支援づくり | | ● | | | |
| 7 幼児教育の振興 | | | | ● | |
| 8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進 | | | | ● | |
| 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上 | | | | | |
| 1 義務教育に必要な教職員の確保 | | | | ● | |
| 4 個性が輝く高等教育の振興 | | | | | |
| 1 大学などにおける教育研究の質の向上 | | | | ● | |
| 2 大学などにおける教育研究基盤の整備 | | ● | | | |
| 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 | | | | | |
| 1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 | | ● | | | |
| 6 私学の振興 | | | | | |
| 1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 | | ● | | | |
| 7 イノベーション創出に向けたシステム改革 | | | | | |
| 1 産学官における人材・知・資金の好循環システムの構築 | | | | | ● |
| 2 科学技術の国際活動の戦略的推進 | | | ● | | |
| 3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化 | | ● | | | |
| 8 科学技術イノベーションの基礎的な力の強化 | | | | | |
| 1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化 | | | | | ● |
| 2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進 | | | | | ● |
| 3 研究開発活動を支える研究基盤の戦略的強化 | | | | | ● |
| 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応 | | | | | |
| 1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化 | | | | | ● |
| 2 環境・エネルギーに関する課題への対応 | | | ● | | |
| 3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題への対応 | | | ● | | |
| 4 安全・安心の確保に関する課題への対応 | | ● | | | |
| 5 国家戦略上重要な基幹技術の推進 | | ● | | | |
| 10 原子力事故による被害者の救済 | | | | | |
| 1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保 | ● | | | | |
| 2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施 | | | | | |
| 11 スポーツの振興 | | | | | |
| 1 スポーツをする「みる」「さえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 | | ● | | | |
| 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 | ● | | | | |
| 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 | | | | ● | |
| 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上 | | | ● | | |
| 12 文化芸術の振興 | | | | | |
| 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 | | | | ● | |
| 2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 | | | | ● | |
| 3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現 | | | | ● | |
| 4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成 | | | | ● | |
| 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 | | | | | |
| 1 国際交流の推進 | | | | ● | |
| 2 国際協力の推進 | ● | | | | |
| 教育分野 | | | | | |
| 1 | 2 | 6 | 0 | 13 | 0 |
| 科学技術・学術分野 | | | | | |
| 1 | 1 | 3 | 3 | 0 | 5 |
| スポーツ分野 | | | | | |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 文化分野 | | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | |
| 4 | 4 | 10 | 4 | 18 | 5 |